

# 香川県山岳・スポーツクライミング連盟規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、香川県山岳・スポーツクライミング連盟と称し、事務所を県内に置く。

(組 織)

第2条 本連盟は、香川県内に所在する山岳団体およびスポーツクライミング団体をもって組織し、公益財団法人 香川県スポーツ協会および公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会に所属する。

(目的)

第3条 本連盟は、健全な登山とスポーツクライミングの振興と普及に努め、相互の連絡と親睦を図るとともに、山岳団体およびスポーツクライミング団体の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 登山とスポーツクライミングの普及振興
- (2) 登山とスポーツクライミングに関する大会等の開催
- (3) 登山とスポーツクライミングに関する競技力の向上
- (4) 登山とスポーツクライミングに関する指導者の養成と資格認定
- (5) 登山とスポーツクライミングにおける事故の予防と遭難・事故対策に関する調査研究および指導
- (6) 山岳自然環境の保護及び自然保護活動の推進
- (7) 加盟団体等の行う行事への参加及び協力
- (8) その他山岳活動およびスポーツクライミングの普及発展に資する事業

## 第2章 役 員

(役員)

第5条 本連盟は、次の役員をおく。

会長 1名、副会長 3名以内、理事長 1名、副理事長 1名、理事 若干名、事務局長 1名、会計 1名、監事 2名

第6条 本連盟は、前条の役員の外に、名誉会長、顧問を若干名置くことができる。

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事会の推挙を受け、総会の承認を得る。承認と同時に理事の資格を持つ。

2. 理事長及び副理事長は、理事において互選する。
3. 理事は、加盟団体から3名を限度に選出し、その他、推薦理事を持って構成する。ただし、香川県高等学校体育連盟登山部は2名以内とする。
4. 事務局長および会計は、会長が指名し理事会の承認を得るものとする。
5. 推薦理事は、理事会の議決により会長が委嘱する。推薦理事は、事務局長、会計、各専門委員長に選出できる。
6. 監事は、理事会で2名を選出する。ただし、理事以外の者で理事長および副理事長を選出する団体以外から選出するものとする。
7. 名誉会長、顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。
3. 理事長は、理事を統括して本連盟の会務を処理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはこれに代わる。
5. 理事は、本連盟の会務を審理し、執行する。
6. 事務局長は、本連盟の事務を処理する。
7. 会計は、本連盟の会計事務を処理する。
8. 監事は、本連盟の会計を監査する。
9. 名誉会長、顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は必要と認める事項について助言する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2. 役員はその任満了後であっても、後任者が決定するまでその任を行う。

(専門委員)

第10条 本連盟は、遭難対策、指導、競技、ジュニア、普及、自然保護、海外登山のほか、理事会が必要と認める専門委員をおくことができる。

2. 専門委員は、専門事項を処理する。
3. 専門委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

### 第3章 会 議

第11条 本連盟の会議は、総会および理事会、各専門委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、年1回以上開催し、次の事項を決定する。

- (1) 年度行事計画
  - (2) 予算および決算の承認
  - (3) 会長および副会長の承認
  - (4) 規約の改廃
  - (5) 加盟団体の除名
  - (6) その他理事会で審議した重要事項
2. 総会は、次の場合に会長が召集する。
    - (1) 年度始めの定例会
    - (2) 理事会および会長が必要と認めた時
  3. 総会の議決権は、加盟団体につき1個とする。
  4. 総会は、議決権を持つ理事の2分の1以上の出席がなければ成立することができない。但し、委任状も出席と認める。
  5. 総会の議決は、出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議執行する。

- (1) 総会提出の議案
- (2) 本連盟の運営事項
- (3) 本連盟に対する加盟ならびに脱退の承認

第14条 理事会は、次の場合に理事長が召集する。

(1) 会長および理事長が必要と認めた時。

(2) 理事の1/5以上の要請があった時。

2. 理事会は、加盟団体より推薦された理事と推薦理事をもって構成する。

3. 理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ成立することができない。但し、委任状も出席と認める。

4. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(専門委員会)

第15条 本連盟に、次の専門委員会を置く。

(1) 指導委員会

(2) 競技委員会

(3) 遭難対策委員会

2. 理事会が必要と認める場合、上記以外の専門委員会をおくことができる。

3. 各専門委員会の年度事業計画および予算、ならびに年度事業報告および決算は理事会に報告し承認を得るものとする。

4. 各専門委員会の細則は、それぞれの委員会で設け、理事会の承認を得るものとする。細則の改廃についてもまた同様とする。

5. 各専門委員会は、各専門委員長が必要の都度、召集する。

6. 各専門委員会の議決は、各専門委員会細則による。

第16条 会長および理事長ならびに各専門委員長は、会議を召集する場合、前もって議題、日時、場所等を出席者に通知するよう事務局長または、専門委員会の事務担当者に指示するものとする。

第17条 事務局長および、各専門員会事務担当者は、会議において決定された重要事項を欠席者に文書でもって通知するものとする。

(会議の記録)

第18条 事務局長および、各専門員会事務担当者は、会議の議事録をとり、保存することとする。

## 第4章 加盟及び除名

(加盟)

第19条 本連盟に加盟しようとする団体は、所定の申込書に規約、会員名簿、加盟金および会費を添えて申し込むものとする。

第20条 加盟の諾否は、理事会において決定する。

第21条 加盟団体が合併又は解散したとき、役員の変更、その他の移動が生じたときは、その都度届け出るものとする。

(脱退)

第22条 本連盟を脱退するには、文書で届け出て、理事会で承認を得るものとする。

(除名)

第23条 本連盟の名誉を傷つけ、規約に違反し、または義務を怠った団体又個人は、理事会の決定により除名することができる。

## 第5章 会計及び会計等

第24条 本連盟の事業年度および会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 本連盟の経費は、次のものをもってこれに当てる。

① 会費、②加盟金、③事業収入、④寄付金、⑤交付金、⑥補助金、⑦その他の収入

第26条 会費、加盟金及び寄付金等の即納金は返還しない。

第27条 会費は、加盟団体あたり1年間20,000円とし、その年度の当初に納入するものとする。ただし、高体連登山専門部分担金は、別に定める。

第28条 加盟金は、加盟団体あたり10,000円とし、加盟時に速やかに納入するものとする。

第29条 会費を滞納したときは、この連盟におけるすべての権利を失う。

## 第6章 附 則

第30条 本連盟の規約は、総会の議決を得なければ改廃できない。

第31条 この規約に定められていない事項については、その都度理事会で決定できる。

第32条 本連盟の規約は、昭和28年9月1日から施行する。

改正年月日	① 昭和31年12月23日
	② 昭和36年 7月15日
	③ 昭和38年 3月16日
	④ 昭和38年 4月20日
	⑤ 昭和40年 5月15日
	⑥ 昭和47年 4月19日
	⑦ 昭和52年 5月 9日
	⑧ 平成元年 3月30日
	⑨ 令和元年 5月 7日